

判決要旨

1 事案の概要

本件は、平成29年10月22日に施行された衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、宮崎県第1区ないし第3区及び鹿児島県第1区ないし第4区の選挙人であった原告らが、平成29年法律第58号（以下「平成29年改正法」という。）による改正後の平成28年法律第49号（以下「平成28年改正法」という。）による改正後の公職選挙法の小選挙区選挙の選挙区割りに関する規定（同法13条1項、別表第一の定める区割規定。以下「本件区割規定」といい、これに基づく選挙区割りを「本件選挙区割り」という。）は憲法に違反して無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 衆議院の選挙制度の合憲性の判断基準

衆議院議員の選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、同選挙制度の合憲性は、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况などの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がかかる選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである（最高裁平成22年（行ツ）第207号同23年3月23日大

法廷判決・民集65巻2号755頁，最高裁平成25年（行ツ）第209号，第210号，第211号同年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁及び最高裁平成27年（行ツ）第253号同年11月25日大法廷判決・民集69巻7号2035頁（以下，これらの判決を「本件各大法廷判決」という。）参照）。

3 平成28年改正法の本則の合憲性

本件選挙は平成28年改正法附則に基づく経過措置として定められた本件区割規定の下で施行されたものであることに鑑み，本件選挙時の本件区割規定及びこれに基づく本件選挙区割りの合憲性について検討する前提として，平成28年改正法の本則の定める小選挙区選挙の選挙区の画定に関する定め合憲性について検討する。

平成28年改正法の本則は，人口の異動は絶えず生ずるものであることを踏まえ，制度の安定性の要請をも考慮しつつ，都道府県を単位として小選挙区選出議員の定数を配分した上で都道府県の区域内における選挙区割りを行うという枠組みの下において，都道府県への定数の配分につき人口に比例して行う方式の一つであるアダムズ方式を導入し，選挙区割りについては10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく改定にとどまらず，その中間に行われる簡易国勢調査の結果に基づく改定をも行うものとして，全期間を通じて選挙区間における投票価値の較差（議員1人当たりの人口の較差）が2倍未満となるよう，可能な限りの制度的手当を施したものであるといえる。

ところで，上記の枠組みの下においては，都道府県への定数の配分の段階で，アダムズ方式を始めとする人口に比例して行う方式によったとしても，小選挙区選出議員の総定数との関係から，必然的に議員1人当たりの選挙人数ないし人口の較差が生じることは避けられないし，各都道府県内における選挙区割りの段階でも，人口の均衡を図る上で様々な技術上の制約がある。しかし，都道府県は，これまで我が国の政治及び行政の実際において相当の役割を果たしてきたこと

や、国民生活及び国民感情においてかなりの比重を占めていることなどに鑑みれば、選挙区割りをするに際して無視することのできない基本的な要素の一つというべきであり、選挙区割りの決定において都道府県を小選挙区選出議員の定数配分の単位とすることは、国会において正当に考慮することができる要素というべきである。また、都道府県の区域内における選挙区割りに当たっても、従来の選挙の実績、選挙区としてのまとまり具合、市町村その他の行政区画、面積の大小、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状况等は、国会が正当に考慮することができる要素というべきである。他方で、不断に生じる人口の異動を選挙区割りや議員定数の配分にどのように反映させるかという点も、国会が政策的観点から考慮することができる要素の一つというべきであり、選挙区割りの改定に当たり制度の安定性に配慮することも、国会が正当に考慮することができる要素の一つというべきである。

以上の観点からすれば、平成28年改正法の本則による小選挙区選挙の選挙区の画定に関する定めは、本件各大法廷判決を踏まえ、国会が正当に考慮することができる諸要素を斟酌した上で、憲法の投票価値の平等の要求に適合させるべく、可能な限りの制度的手当を施したものであるということができ、平成28年改正法により国会は選挙区間における投票価値の較差の縮小に向けて抜本的な改正を行ったものと評価することができるのであって、国会に与えられた裁量権の行使として十分な合理性を有するものというべきである。

4 本件区割規定の合憲性について

平成28年改正法による改正においては、制度の安定性への配慮から、平成28年改正法の本則の定めによる選挙区割りの改定は平成32年の国勢調査以降に行うものとした上で、それまでの経過措置を平成28年改正法附則において定めたものであり、本件区割規定は、平成28年改正法附則に基づいて各都道府県への定数の配分及び選挙区割りを定めたものである。そうであるところ、平成28年改正法附則の定める小選挙区選挙の選挙区の画定に関する定めは、激変緩和の

ために、小選挙区の定数の削減による影響を受ける都道府県を極力減らす観点から、各都道府県への定数の配分につき、6の都道府県について定数を各1ずつ減ずる0増6減を行うものとし、定数削減の対象となる都道府県については、削減後の小選挙区定数を平成27年の簡易国勢調査の結果に基づいてアダムズ方式により都道府県に配分した場合に減員となる都道府県のうち議員1人当たりの人口の少ないところから順に6都道府県を選ぶものとし、選挙区割りについては、上記簡易国勢調査の結果に基づく選挙区間の議員1人当たりの人口の較差が2倍未満となるようにし、かつ、平成32年の国勢調査の結果に基づく選挙区の改定までの期間を通じて上記の較差が2倍未満となるように、平成32年見込人口に基づく上記の較差が2倍未満となることを基本として行うこととしたものである。

確かに、本件選挙区割りにおける各都道府県への定数の配分においては、人口比例方式が貫徹されていないが、平成28年改正法による改正が行われた時点において、最新の平成22年の国勢調査から6年が経過し、直近の平成32年の国勢調査を4年後に控え、かつ、平成27年の簡易国勢調査の結果が出されていたのであり、平成28年改正法は、このような状況に鑑み、制度の安定性への配慮から、本則の定めによる選挙区の改定を平成32年の国勢調査以降に行うものとした上で、それまでの経過措置として、上記のとおり、一部の都道府県について小選挙区の定数を削減し、議員1人当たりの人口の較差が2倍未満となるように選挙区を改定することとして、本件各大法廷判決により憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあると指摘された選挙区間における投票価値の較差の漸次的縮小を図ったものといえることができる。

本件選挙区割りにおいては、上記の0増6減を実施し、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づく選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差が1.956倍にとどまっているのみならず、平成32年見込人口に基づく最大較差も1.999倍と2倍未満に抑えられた内容のものとなっているのであり、平成28年改正法附則及びこれに基づく平成29年改正法による選挙区割りの改定は、選挙区間

における投票価値の較差の漸次的縮小を図るための経過措置という位置付けであるとはいえ、都道府県への定数の配分において平成28年改正法の本則の定める人口比例方式（アダムズ方式）による配分を一部先取りする内容となっている上、全期間を通じて選挙区間における投票価値の較差（議員1人当たりの人口の較差）が2倍未満となるようにするという本則の趣旨をもほぼ実現する内容となっているといえることができる。

以上に加えて、上記3のとおり、平成28年改正法の本則による小選挙区選挙の選挙区の画定に関する定めが国会に与えられた裁量権の行使として十分な合理性を有するものというべきであることを併せ考えると、平成28年改正法附則の小選挙区選挙の選挙区の画定に関する定めも、国会に与えられた裁量権の行使として相応の合理性を有するものというべきであり、平成28年改正法附則に基づき平成29年改正法により本件区割規定を定めたことが、投票価値の平等との関係において国会の裁量権の範囲を逸脱するものであるということとはできない。

また、本件区割規定の下において実施された本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対1.979であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は存在しなかったのであるから、本件選挙時における選挙区間の投票価値の不平等が憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたということもできない。

したがって、本件区割規定は、それが定められた当時においても、本件選挙時においても、憲法14条等の憲法の規定に違反するものということとはできない。

5 本件選挙の効力

よって、本件区割規定に基づいて施行された本件選挙が違憲無効ということとはできない。

以上